

第二号議案

大分県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

大分県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を別紙（案）のとおり定める。

令和八年二月二十六日提出

大分県教育委員会教育長 山田雅文

提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）に基づき、学校における働き方改革を推進するため、大分県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を別紙（案）のとおり定めたいので提案する。



# 大分県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

- ・給特法等一部改正法の施行に伴い、**服務監督教育委員会は教育職員の業務量管理、健康確保措置に関する計画の策定、実施状況の公表等が義務化。**
- ・併せて、国では、平成31年1月の中央教育審議会において策定された「学校・教師が担う業務に係る3分類」についても見直しを行い、「学校と教師の業務の3分類」として改訂。新しい3分類では、「学校以外が担う業務」「教師以外が積極的に参画すべき業務」「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」を挙げ、教師が教師でなければできない業務に専念できるよう業務内容を整理。同時に「学校と教師の業務の3分類」に係る具体的な取組内容が給特法7条に基づき、文部科学大臣が定める指針として示された。
- ・本県においても今回示された指針を踏まえ、**長時間勤務の縮減や健康確保に関する目標指標を設定し、具体的な取組を計画に盛り込み、学校における働き方改革を推進する。**

## 2 本県の時間外勤務の現状

＜県立学校教育職員の時間外在校等時間の推移＞

年度	高等学校等	特別支援学校
R01	35:11	16:27
R02	26:59	14:46
R03	30:30	15:32
R04	28:29	14:56
R05	27:48	14:15
R06	27:23	13:21

＜現状＞

- ・高等学校、特別支援学校ともに上限方針で定める1月あたりの時間外在校等時間月45時間を下回っており、経年比較でも減少傾向。
- ・高等学校が時間外在校等時間が長くなっているが、部活動が主要因と考えられる。
- ・時間外在校等時間は減少傾向となっているものの、教育職員1人ひとりが負担軽減を実感できるまでには、至っていない。

＜時間外在校等時間が月45時間以内の教育職員の割合＞

年度	高等学校等	特別支援学校	県立計
令和元年	68.5%	97.8%	77.7%
2年	79.2%	98.0%	84.8%
3年	74.6%	98.1%	82.1%
4年	78.3%	98.5%	84.8%
5年	78.7%	98.8%	85.2%
6年	79.5%	98.7%	86.4%

＜現状＞

- ・8割以上の教育職員の時間外在校等時間が1月あたり45時間以内となっており、その割合は、各種取組等により、年々着実に改善。
- ・時間外勤務の主な業務内容として、部活動・授業準備・校務分掌等となっている。

## 3 計画の取組期間

令和8年度～令和10年度（3年間）

## 4 計画の目標指標

- ・本実施計画の実現に向けて、学校における働き方改革に関する取組を積極的、計画的に実施し、より実効性を高めるため、目標指標を定める。
  - ・目標指標は、「県立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」や国の指針に準じ、時間外在校等時間や健康確保に関する内容を設定。
  - ・単年度の目標値を定め、毎年度進捗状況を確認し、その結果を公表することで、実効性向上を図る。
- ＜目標指標＞

  - ① 1箇月の時間外在校等時間
  - ② 1箇月の時間外在校等時間が45時間以内の教育職員の割合
  - ③ 年次有給休暇の年間平均取得日数
  - ④ 上司からのサポートが「ある」「ややある」と感じている教育職員の割合
  - ⑤ 定期健康診断の精密検査の年度内受診率

## 5 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

取組内容を項目別に（１）から（６）のとおり整理したうえで、各項目ごとに具体的な取組内容を明記して、県教育委員会として主体的に取組を進める。

## （１）教育職員の適正な勤務時間管理

- ①タイムレコーダーによる勤務時間の把握
- ②県教育委員会としての状況把握及び各学校への指導・助言
- ③教職員評価システムにおける働き方改革の目標指標の設定

## （２）チーム学校の実現（専門スタッフ・サポートスタッフ等の活用）

- ①学校運営協議会を通じた保護者・地域との協働（３分類④）【新規】
- ②事務職員と教育職員の役割分担の見直し（３分類⑥⑦⑧⑬）【新規】
- ③教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置・活用（３分類⑮⑯）
- ④学習指導員の配置・活用（３分類⑮⑯）
- ⑤進路事務業務アシスタントの配置・活用（３分類⑮）
- ⑥スクールカウンセラー（ＳＣ）の配置・活用（３分類⑱）
- ⑦スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の配置・活用（３分類⑱）
- ⑧スクールロイヤー（ＳＬ）の配置・活用（３分類⑮⑱）
- ⑨特別支援教育支援員の配置・活用（３分類⑱）
- ⑩日本語指導支援員の配置・活用（３分類⑱）
- ⑪管理職による組織マネジメントの強化

## （３）部活動の改革（適切な部活動の推進）

- ①「大分県の学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針」の徹底
- ②部活動指導員の配置促進
- ③県立中学校における学校部活動の地域展開推進（３分類⑬）

## （４）ＩＣＴの活用による業務改善等

- ①ＩＣＴ機器の活用とペーパーレス化の推進（３分類⑦）
- ②ＩＣＴ支援員の派遣（３分類⑧）
- ③校務情報化に向けたシステム開発の推進
- ④生成ＡＩの活用【新規】

## （５）教育環境の改善等

- ①児童生徒が補導された時の対応（３分類②）【新規】
- ②学校徴収金への対応（３分類③）
- ③学校問題相談窓口の設置及び学校問題対応ガイドラインの作成（３分類⑤）【新規】
- ④会議、研修、調査文書及び学校行事の見直し・精選（３分類⑥）
- ⑤学校プールや体育館等の施設設備の管理（３分類⑨）【新規】
- ⑥副校長・教頭の負担軽減（３分類⑩）
- ⑦必要な人員の確保
- ⑧産休・育休の取得促進に向けた環境整備
- ⑨学校評価における働き方改革の評価項目の設定【新規】
- ⑩授業時数の点検・教育課程の見直し【新規】
- ⑪負担軽減ハンドブック・勤務実態改善計画の活用
- ⑫勤務時間外の電話への音声アナウンス対応【新規】
- ⑬夏季休業中の研修自粛・盆期間の学校閉庁の実施
- ⑭保護者・地域等の理解醸成

## （６）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ①労働安全衛生委員会の積極的な活用
- ②相談・支援体制等の充実
- ③ストレスチェックを活用した職場環境改善の取組推進
- ④年次有給休暇の取得促進
- ⑤定期健康診断後の精密検査への対応

## 6 関連する取組・市町村教育委員会への対応

- ・毎年度の総合教育会議において、本計画における目標指標の進捗状況を報告。知事部局との連携・課題共有により取組内容の改善を図る。
- ・目標指標の進捗状況はホームページ等で公表。具体的実績、課題等を整理し、必要に応じて取組内容の見直しを行うなど、目標指標達成に向けての取組を推進。
- ・市町村立学校については、市町村教育委員会において「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、主体的に取り組むことが前提となるものの、県教育委員会においても、市町村教育委員会が管内の各小中学校で働き方改革に向けた主体的な取組が行えるよう、適切な支援、指導助言に努める。
- ・学校における働き方改革に関する一部の取組については、全県の取組として積極的に情報提供や先進事例の紹介を行い、市町村教育委員会と連携・協力し、取組を進める。  
（例：中学校における部活動の地域展開、小中学校における統合型校務支援システムに関する支援、専門スタッフ等の配置促進に関する支援 など）



大分県立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月  
大分県教育委員会

## はじめに

大分県教育委員会では、学校現場の負担軽減を図り、教育職員が子どもと向き合う時間を確保するため、平成20年5月、教育庁内に「学校現場の負担軽減のためのプロジェクトチーム」(以下「負担軽減PT」という。)を設置しました。以降、県教育委員会や学校現場の業務を見直すとともに、ICTの活用による業務改善や部活動改革等、様々な負担軽減に取り組んでまいりました。

また、負担軽減PTで取り組んできた内容や、例年実施している学校現場との意見交換会で出された具体的な業務改善事例等をまとめた「学校現場の負担軽減ハンドブック」を毎年度改訂し、学校へ周知するとともに、好事例の横展開を図っています。さらに、令和3年4月1日付けで「県立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を策定し、長時間勤務の縮減に向けた様々な取組を推進してきました。

これまでの取組等により、全ての学校種で学校現場の時間外在校等時間は減少し、一定の成果が得られました。しかしながら、教育職員一人ひとりが負担軽減を実感できるような抜本的な改善にはまだ至っていない状況です。

こうした状況を踏まえ、令和6年8月に、中央教育審議会から『「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について』の答申がありました。そこでは、教師を取り巻く環境整備の基本的な方向性として、学校における働き方改革の更なる加速化、学校の指導・運営体制の充実、教師の処遇改善を一体的・総合的に推進することが必要であると提言されました。さらに、令和7年6月11日、給特法等一部改正法が成立し、約50年ぶりに教職調整額が引き上げられました。加えて、教育委員会においては、服務を監督する教育職員に係る「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定、公表が義務付けられました。また、公立中学校の35人学級の実現に向けた教育職員定数の改善等も改正法の附則に盛り込まれました。

大分県教育委員会においても、長時間勤務の縮減に向けて更なる取組を進める必要があることから、新たに本実施計画を策定しました。真に実効性のある取組を行いながら、教育職員が負担軽減を実感できるよう、関係機関と連携・協力して、学校における働き方改革をより一層推進してまいります。

学校現場の教育職員、保護者や地域の皆様方、市町村教育委員会その他関係者の方々におかれましては、本実施計画の趣旨を御理解いただき、共に取組を進めていただきますようご協力をお願いいたします。

大分県教育委員会

## 目次

<b>1 計画の目的</b>	
(1) 計画の趣旨	1
(2) 「学校と教師の業務の3分類」に関する取組	1
<b>2 本県の現状</b>	
(1) 時間外在校等時間の上限方針の策定	2
(2) 学校現場の時間外在校等時間の現状	4
(3) 教育職員 <sup>1</sup> の健康・福祉に関する現状	8
<b>3 計画の取組期間</b>	1 1
<b>4 計画の目標指標</b>	1 1
<b>5 実施する業務量管理・健康確保措置の内容</b>	
(1) 教育職員の適正な勤務時間管理	1 3
(2) チーム学校の推進（専門スタッフ・サポートスタッフ等の活用等）	1 4
(3) 部活動改革（適切な部活動の推進）	1 6
(4) ICTの活用による業務改善等	1 6
(5) 教育環境の改善等	1 7
(6) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組	2 0
<b>6 関連する取組・市町村教育委員会への対応</b>	
(1) 総合教育会議への報告	2 1
(2) 目標指標における取組状況の公表	2 1
(3) 市町村教育委員会への対応	2 1

<sup>1</sup> 本実施計画における「教育職員」とは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第2条第2項に定める校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

## 1 計画の目的

### (1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進を図るため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号。以下「給特法等一部改正法」という。）に基づき、各教育委員会に対し、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理及び健康・福祉の確保に関する内容を定めた「業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「実施計画」という。）の策定、公表が義務付けられたことから、県教育委員会として、策定するものです。

県教育委員会及び市町村教育委員会は、服務監督権者の立場から、それぞれが所管する学校に関する実施計画を策定・公表等をする必要があります。各学校においては、所管の教育委員会が示す実施計画を参考に、校長のリーダーシップの下、教育職員が一丸となって取組を進めるとともに、学校運営協議会等の活用を図るなど、保護者や地域住民等の参画も得ながら、地域の実情に応じた具体的な取組を進めていくことが求められます。

本実施計画は、県立学校の教育職員の長時間勤務の縮減や健康確保に関する具体的な数値目標を定め、県教育委員会と関係機関等が連携・協力しながら取組を進めることで、学校における働き方改革を、より一層推進することを目的としています。また、教育職員が本来の業務である子どもと向き合うことのできる時間を十分確保できるようにし、やりがいを持って働くことができる風通しのよい職場環境を築くとともに、適正な組織マネジメントの実施等により学校教育の質の向上も目指しています。

教育職員がワーク・ライフ・バランスのとれた生活を送り、心身ともに健康で心にゆとりをもって働くことで、本県の未来を担う大切な子どもたちに、質の高い教育を持続的に提供できるように取り組んでいきます。

### (2) 「学校と教師の業務の3分類」に関する取組

平成31年1月の中央教育審議会において、「日本型学校教育」の下で学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大する中、「これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方」が示され、「学校・教師が担う業務に係る3分類」が策定されました。これまで、この3分類の考え方に沿って、本県の実情を考慮しながら、学校の働き方改革に関する各種取組を推進してきたところです。

今回、給特法等一部改正法の成立を受け、国において「学校・教師が担う業務に係る3分類」の見直しが行われました。教師が教師でなければできない業務に専念できるよう「学校と教師の業務の3分類」として改訂され、「学校以外が担うべき業務」「教師以外が積極的に参画すべき業務」「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」の3分類19項目に整理されました。（下記参照）

### 学校と教師の業務の3分類

➤ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、**服務監督教育委員会**は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。

➤ 学校は、**学校運営協議会**等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

#### 学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

#### 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教頭は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械整備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

#### 教師の業務だけが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進



まず取り組めること、取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

給特法第7条第1項に規定されている「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下、「指針」という。）も見直され、この指針の内容に即して服務監督教育委員会では実施計画を策定することとされました。ただし、指針では、3分類19項目全てを実施計画に盛り込む必要はなく、地域の実情に応じて柔軟に運用を行うこととされています。

また、国の方針では、令和11年度までに、教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標とし、取組を進めていくこととしています。

本県においても、実施計画の策定にあたっては、文部科学省の指針を踏まえ、特定の教育職員及び事務職員に負担が偏ることがないように配慮しながら、学校又は教育職員が担う業務の見直しや適正化を図ることで、学校現場の働き方改革を推進していきます。

## 2 本県の現状

### (1) 時間外在校等時間の上限方針の策定

県教育委員会では、令和元年度に「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行

規則」を一部改正しました。この改正では、教育職員が行う業務のうち、法令で定められている「超勤4項目」を除く時間（授業準備・授業、校外指導、部活動指導、児童・生徒の出席整理などの業務）も含め、学校教育活動に関する業務を行う時間として外形的に把握できる時間を「在校等時間」と整理し、時間外在校等時間の上限を下記のとおり規則で定め、時間外在校等時間の適切な管理・把握に努めています。

＜規則の概要（学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則 第十条の二の五）＞

- 県教育委員会は、教職員の時間外在校等時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。
  - ・1箇月45時間以内、1年360時間以内
- 県教育委員会は、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間外の時間に業務を行わざるを得ない場合には、次に掲げる時間又は月数の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行う。
  - ・1箇月における時間外在校等時間：100時間未満
  - ・1年における時間外在校等時間：720時間
  - ・1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間における時間外在校等時間の1箇月当たりの平均時間：80時間
  - ・1年のうち1箇月における時間外在校等時間が45時間を超える月数：6箇月

また、規則改正を受けて、「県立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」（以下「上限方針」という。）を令和3年4月1日付けで定め、下記内容等について、管理職に対して周知をするとともに、勤務時間管理を徹底するよう指導するなど、長時間勤務の縮減に努めてきたところです。

○県立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（一部抜粋）

第2 業務を行う時間の上限並びに教育委員会及び学校の管理職の責務等

1 業務を行う時間の上限

(2) 上限時間の原則（規則10条の2の5第1項）

県立学校等の教育職員の在校等時間から所定の勤務時間（給特法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。）を除いた時間を、以下に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- |                |         |
|----------------|---------|
| ① 1箇月の時間外在校等時間 | 45時間以内  |
| ② 1年間の時間外在校等時間 | 360時間以内 |

第3 長期休業中における集中した休日確保のための1年単位の変形労働時間制  
教職員へ対して1年単位の変形労働時間制を導入する。

しかしながら、教育職員の業務は、教科指導や生徒指導、部活動指導に加え、いじめや不登校等への早期対応、特別な支援が求められる児童生徒の増加、GIGAスクール構想の実現に向けた対応など複雑化・多様化しており、日常的に長時間勤務が続いている状況です。

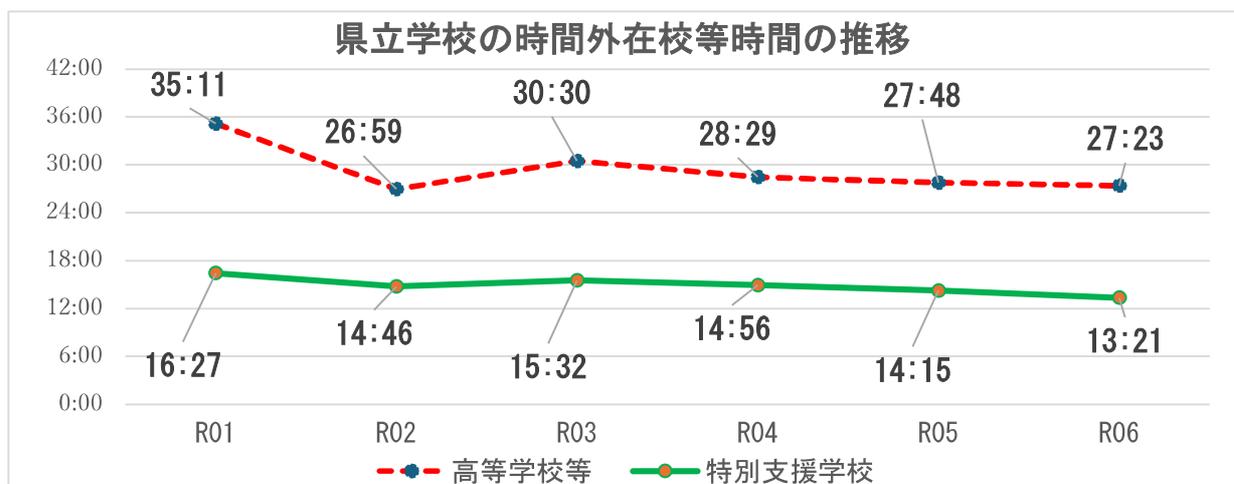
各学校では、1人に業務が集中しないよう業務量の平準化や、長時間勤務者に対する個別指導等を行ってきました。しかし、依然として時間外在校等時間の上限を超える勤務を余儀なくされている教育職員もいることから（2（2）「学校現場の時間外在校等時間の現状」を参照）、引き続き、学校における働き方改革を推進していく必要があります。

## （2）学校現場の時間外在校等時間の現状

教育職員の勤務時間を把握するため、全校にタイムレコーダーを設置し、令和元年度から客観的な勤務時間のデータを収集し、適正な勤務時間管理に取り組んできました。

令和6年度までの学校現場の1箇月あたりの時間外在校等時間の状況は、下記のとおりです。

### <校種別時間外在校等時間の推移>



※1箇月あたりの時間外在校等時間は、当該年度の1年間の平均値である。

- ・時間外在校等時間は、令和6年度では、高等学校等（県立中学校含む。以下同じ。）、特別支援学校とも上限方針で定めている月45時間を下回っています。経年比較でも減少傾向となっていますが、ほぼ横ばいで推移しており、大幅な縮減には至っていない状況です。
- ・高等学校等、特別支援学校とも、令和2年度に時間外在校等時間が減少しましたが、これは新型コロナウイルスの感染拡大による全国的な一斉休校や部活動の禁止、会議、研修、学校行事の見直し等が行われた影響と考えられます。
- ・校種間で比較すると、高等学校等の時間外在校等時間は特別支援学校の約2倍となっております。

り、その主な要因は、部活動と考えられます。また、特定の教育職員の勤務時間が長くなっている傾向が見られ、適正な業務の割振りや管理職による声掛け等を継続する必要があります。

＜時間外在校等時間が月45時間以内の教育職員の割合＞

年度	県立学校合計	内 訳	
		高等学校等	特別支援学校
令和元年	77.7%	68.5%	97.8%
2年	84.8%	79.2%	98.0%
3年	82.1%	74.6%	98.1%
4年	84.8%	78.3%	98.5%
5年	85.2%	78.7%	98.8%
6年	86.4%	79.5%	98.7%

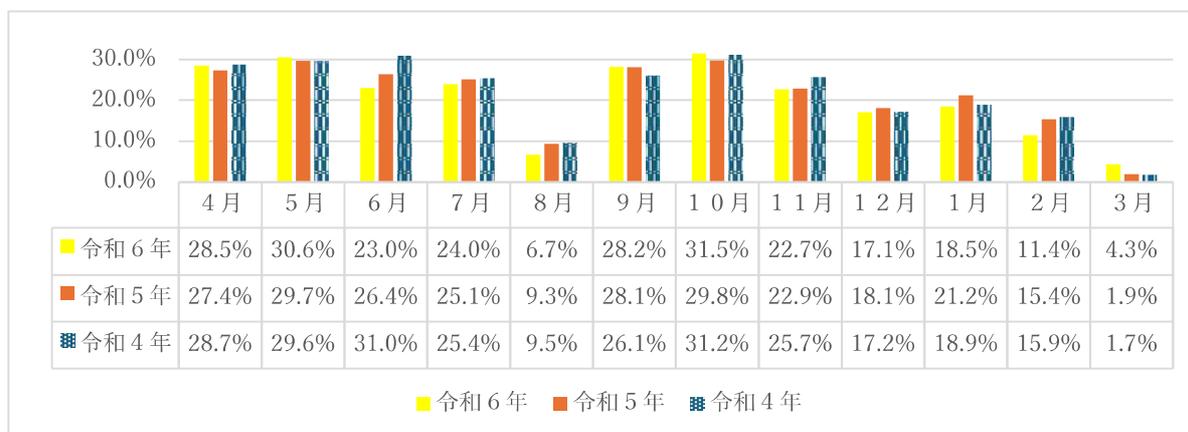
＜時間外在校等時間が月80時間以内の教育職員の割合＞

年度	県立学校合計	内 訳	
		高等学校等	特別支援学校
令和元年	93.2%	90.1%	99.9%
2年	97.7%	96.8%	99.6%
3年	96.8%	95.3%	100.0%
4年	97.5%	96.2%	99.9%
5年	97.5%	96.2%	100.0%
6年	97.8%	96.5%	100.0%

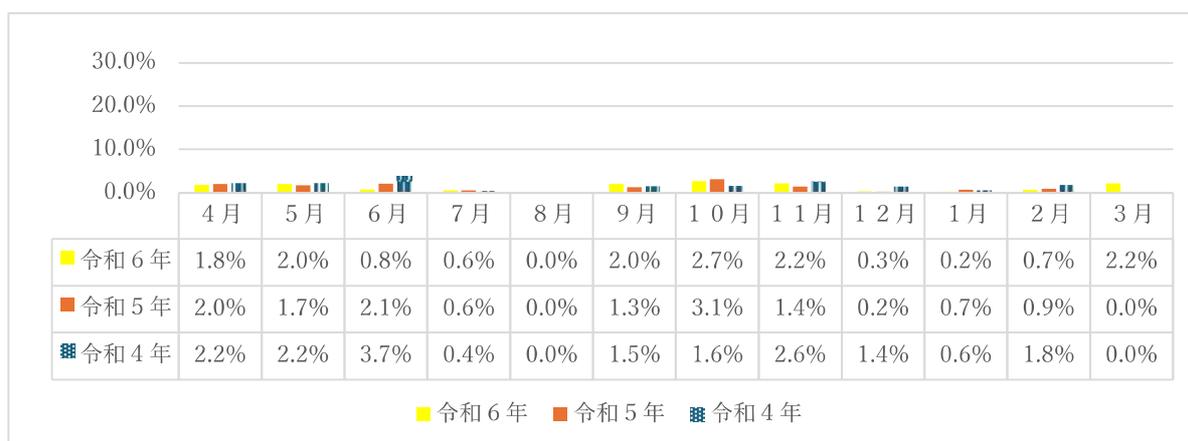
- ・全県立学校の教育職員等を対象として令和7年度に実施した「時間外勤務状況調査」では、時間外勤務の主な業務内容は、部活動、授業準備、学習指導等となっています。
- ・時間外在校等時間が月45時間以内の教育職員の割合を各年度で比較すると、高等学校等は令和元年度から11.0ポイント増（R1：68.5%→R6：79.5%）と大きく増加しています。その要因は、学校における働き方改革の取組が成果を上げていること、コロナ禍により業務改善や学校行事の見直しが進んだこと等と考えられます。
- ・時間外在校等時間が月80時間以内の教育職員の割合は、令和6年度において、特別支援学校が100.0%となっている一方、高等学校等は96.5%となっています。月80時間を超える理由を分析した結果、部活動が主な要因となっており、特定の部活動で特定の教育職員の時間外在校等時間が長い傾向にあることから「大分県の学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を周知徹底していく必要があります。

### <時間外在校等時間が月45時間を超える教育職員の割合 月別比較（過去3年間）>

#### ○高等学校等



#### ○特別支援学校



- ・過去3年間を比較した場合、高等学校等においては、月ごとの長時間勤務者の割合等は、ほぼ同様の状況が続いており、大幅な改善までには至っていない状況です。
- ・高等学校等では、1学期が始まる4月から6月、また2学期が始まる9月から10月にかけて時間外在校等時間が月45時間を超える教育職員が3割程度存在しています。これは、学期始めや体育祭、文化祭、修学旅行等のイベント準備、高校総体や新人戦といった部活動対応が主な要因と考えられます。
- ・特別支援学校は高等学校等と比較し、全体的に少ない状況ですが、4月から5月及び9月から10月にかけて時間外在校等時間が月45時間を超える教育職員が多くなっています。

## ＜持ち帰り仕事の1日当たりの時間数＞

年度	県立学校合計 持帰時間	内 訳	
		高等学校等 持帰時間	特別支援学校 持帰時間
平成30年	22分	24分	17分
令和元年	20分	23分	15分
令和2年	20分	23分	15分
令和3年	20分	21分	17分
令和4年	20分	21分	16分
令和5年	17分	19分	13分
令和6年	17分	18分	14分
令和7年	16分	18分	13分

- ・毎年度全県立学校を対象として実施している時間外勤務状況調査（10月～11月にかけて任意の1週間で調査）において、持ち帰り仕事の状況についても調査しています。
- ・持ち帰り仕事は、「上限方針」の中で「行わないことが原則」としているものの、自宅等に仕事を持ち帰っている教育職員が一定数いる状況です。
- ・持ち帰り仕事の業務内容は、令和7年度調査結果では、授業準備が最も多いものの、学校行事や校務分掌に関する業務等を行っている場合もあります。
- ・持ち帰り時間は、平成30年度と比較して減少傾向にありますが、依然として、持ち帰り仕事を行っている実態があります。家庭の事情等により、勤務時間終了後、直ちに退勤しなければならない場合など、やむを得ず業務を持ち帰るケースが想定されることから、業務を持ち帰らなくてすむよう、業務自体を縮減し、業務の持ち帰り時間をゼロに近づける取組を行っていく必要があります。

## ○県立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（一部抜粋）

## 第3 留意事項

## (3) 持ち帰り業務について

本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則である。上限時間を遵守するためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、本方針の趣旨に反するものであり、厳に避ける。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進める。

### （3）教育職員の健康・福祉に関する現状

教育職員が心身ともに健康で、自身の専門性を活かしながら質の高い教育活動を担っていくことができるよう、勤務環境を整えていくことが大切です。しかし、近年は、精神疾患による病気休職者数は増加傾向にあり、心身の健康の保持・増進を図ることが必要です。

県教育委員会では、これまでも管理職を対象としたメンタルヘルス研修会の実施や、こころのコンシェルジュの配置等による相談体制の強化、ストレスチェックの実施などに取り組んできたところですが、取組の継続とともに内容の強化・充実を図ることが必要です。

本県における教育職員の健康に関する状況は、下記のとおりです。

#### <教育職員の精神疾患による病気休職者割合の推移>

年度	全国	大分県
平成30年	0.57%	0.46%
令和元年	0.59%	0.44%
令和2年	0.57%	0.46%
令和3年	0.64%	0.52%
令和4年	0.71%	0.65%
令和5年	0.77%	0.75%

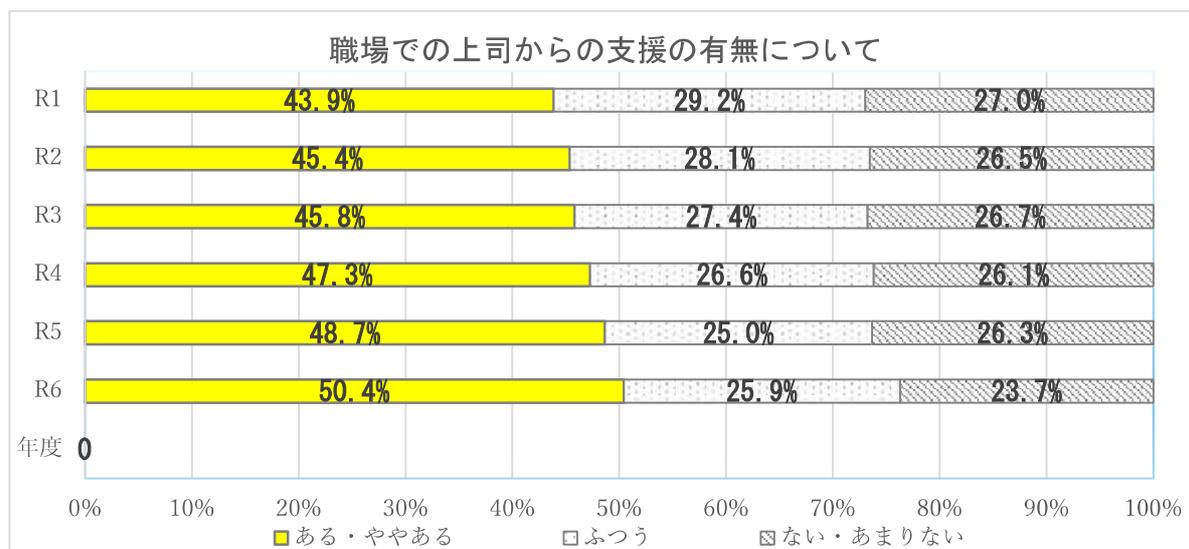
出典：文部科学省公立学校教育職員の人事行政状況調査

- ・本県の精神疾患による病気休職者の割合は、全国平均を下回って推移していますが、令和2年度以降4年連続で増加しています。
- ・病気休職者のうち、精神疾患が占める割合も増加（令和元年58%→令和6年78%）しており、病気への早期対応、専門家による相談体制の充実、職場環境の改善等、メンタルケアについて、継続的に取り組んでいく必要があります。

#### <教育職員のストレスチェックの実施状況>

	令和5年前期	令和5年後期	令和6年前期	令和6年後期
対象者	2,925人	2,908人	2,897人	2,885人
受診者	2,924人	2,908人	2,897人	2,882人
受診率	99.9%	100%	100%	99.9%

- ・ストレスチェックについて、法定回数を上回る年2回の全教育職員実施期間を設け、高ストレス者の把握、メンタルヘルス対策の推進に努めています。
- ・ストレスチェックの受診状況は、病気等のやむを得ない事情により受診できなかった者を除き、ほぼ全員が受診しており、引き続き100%受診に向けて、継続した取組が必要です。



- ・ストレスチェック項目間相関分析において、「抑うつ感」と「上司のサポート」は有意な相関関係があり、職場環境改善の有効な取組と考えられます。
- ・ストレスチェック集団分析の還元併せ、職場環境改善の取組を推進してきたことで、「上司のサポート」は年々増加（平均1.5ポイント）しており、引き続き各学校での取組を支援していく必要があります。あわせて、管理職に対しては、部下職員への声掛けや相談など、適切な支援を行うよう研修等を通じて周知していく必要があります。

#### < 定期健康診断・精密検査受診率の推移 >

	R元	R2	R3	R4	R5	R6
定期健診受診率	99.7%	99.5%	99.6%	99.5%	99.6%	99.1%
精密検査受診率	93.3%	92.1%	92.6%	93.3%	91.8%	88.9%

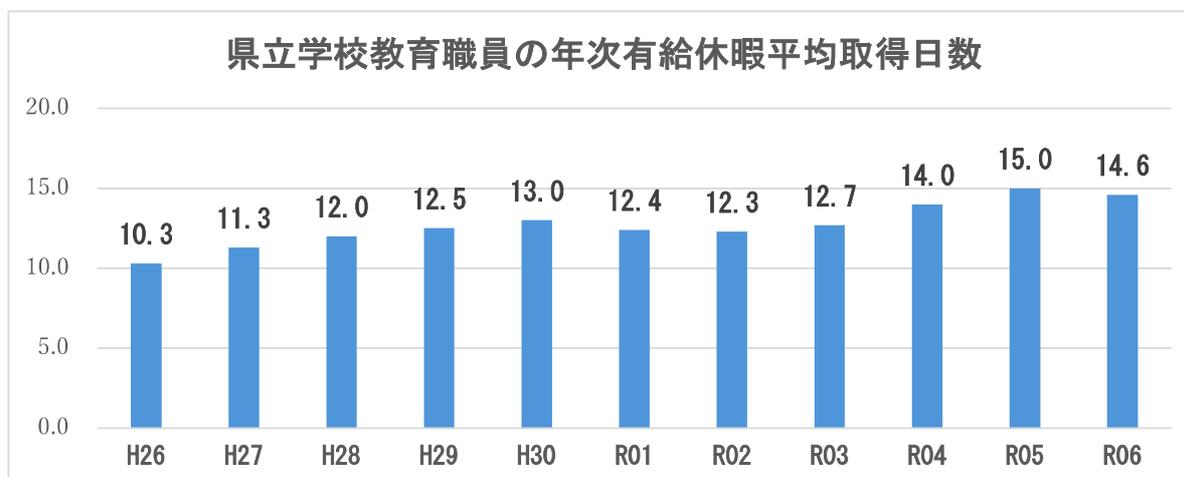
- ・毎年度実施している定期健康診断及び精密検査の受診率は、100%の達成を目指し取組を進めています。定期健診については、病気等の事情により受診できなかった者を除き、ほぼ全員が受診していますが、精密検査については、毎年未受診が一定数いることから、学校の衛生管理体制を充実させ、確実な精密検査受診につなげていく必要があります。

### <医療専門職等による相談体制の拡充>

事業名	相談担当者	相談日	場 所	備 考
こころの健康相談	精神科医師	月 4 回	教職員健康支援センター	H24 から月 4 回
カウンセリング相談	臨床心理士	月 3 回	教職員健康支援センター	R6 から月 3 回
民間医療機関メンタルヘルス相談	精神科医師等 (県内 10 カ所)	随 時	指定民間医療機関	
こころのコンシェルジュ相談	こころのコンシェルジュ	平 日	学校等	義務制を含め 12 名配置

- ・相談体制については、これまでも精神科医師や臨床心理士等の医療専門職による相談事業の実施、こころのコンシェルジュの配置、管理職対象のメンタルヘルス研修会の実施等による相談体制の強化に努めており、ラインケア、セルフケアの向上を図っています。

### <年次有給休暇平均取得日数の推移>



- ・年次有給休暇の平均取得日数は増加傾向にあり、令和6年度は、14.6日となっています。しかし、「大分県特定事業主行動計画」で定められている年間平均15.0日の目標には、わずかに達していない状況です。

### 3 計画の取組期間

本計画の取組期間は、令和8年度～令和10年度の3年間とします。

ただし、取組期間中であっても、学校現場の意見等も踏まえながら、必要に応じて、目標指標や取組内容等を見直します。

### 4 計画の目標指標

本計画の実現に向けて、学校における働き方改革に関する取組を積極的かつ計画的に実施し、より実効性を高めるため、目標指標を設定します。

目標指標については、上限指針及び国の指針に即して、時間外在校等時間の縮減や健康確保に関する内容を設定し、働き方改革を更に推進します。

目標指標の達成度をはじめ、各種取組の進捗状況を毎年度確認し、その結果を公表するとともに、PDCAサイクルで取組の見直し等を行いながら、令和10年度までの目標達成を目指します。

## ① 1箇月の時間外在校等時間 (国指標)

目 標	校 種	基準値	目 標 値 (時間:分)		
		R6 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
1 箇月の時間外在校等時間	高校等	27:23	27:15	27:00	26:45
	特 支	13:21	13:10	13:00	12:50
	全 体	22:51	22:30	22:15	22:00

## ② 1 箇月の時間外在校等時間が 4 5 時間以内の教育職員の割合 (国指標・県教育長計指標)

目 標	校 種	基準値	目 標 値 (%)		
		R6 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
1 箇月の時間外在校等時間が 4 5 時間以内の教育職員の割合	高校等	79.5%	85.0%	89.0%	93.0%
	特 支	98.7%	99.0%	99.5%	100.0%
	全 体	86.4%	91.0%	93.0%	95.0%

## ③ 年次有給休暇の年間平均取得日数 (県特定事業主行動計画)

目 標	基準値	目 標 値 (日)		
	R6 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
年次有給休暇の年間平均取得日数	14.6 日	15.0 日	15.0 日	15.0 日

## ④ 上司からのサポートが「ある」「ややある」と感じている教育職員の割合

目 標	基準値	目 標 値 (%)		
	R6 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
上司からのサポートが「ある」「ややある」と感じている教育職員の割合	50.5%	54.0%	57.0%	60.0%

## ⑤ 定期健康診断後の精密検査の年度内受診率

目 標	基準値	目 標 値 (%)		
	R6 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
定期健康診断後の精密検査の年度内受診率	88.9%	100%	100%	100%

## 5 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

教育職員が子どもと向き合う時間を確保するとともに、学校における働き方改革を推進し、効果的な教育活動が行える環境づくりを進めるため、以下の内容に取り組みます。

取組内容については、項目別に（１）から（６）のとおり整理したうえで、各項目ごとに具体的な取組内容を明記しながら、教育職員が負担軽減を実感できるように県教育委員会として主体的に取組を進めていきます。

- （１）教育職員の適正な勤務時間管理に関する内容
- （２）チーム学校の推進に関する内容
- （３）部活動改革（適切な部活動の推進）に関する内容
- （４）ICTの活用による業務改善等に関する内容
- （５）教育環境の改善等に関する内容
- （６）教育職員の健康及び福祉の確保に関する内容

### （１）教育職員の適正な勤務時間管理

適正な勤務時間管理を行い、各学校及び県教育委員会が要因を分析し、取組を進めることで、時間外在校等時間の縮減を図ります。

#### ① タイムレコーダーによる勤務時間の把握

- ・平成30年度から全校で実施しているタイムレコーダーによる客観的な勤務時間の把握を継続し、適切な勤務時間管理に努めます。
- ・適切な勤務時間管理を行った上で、長時間勤務者に対する個別指導を実施するとともに、管理職が各教育職員の業務の状況を把握・分析し、教育職員間の業務の平準化、適切な業務マネジメント等を行うことにより、時間外在校等時間の縮減に取り組みます。
- ・本実施計画に定める時間外在校等時間に該当しない自己研鑽や業務外の理由により、学校に残ることがないように、管理職等からの声かけ等により徹底を図ります。
- ・持ち帰り仕事については、上限時間を遵守するために行うことがないよう、適切な業務管理を徹底します。また、業務の持ち帰りは、行わないことが原則ですが、育児や介護等の事情でやむを得ず持ち帰り仕事を行う場合は、その状況を正確に把握した上で縮減に向けた対応を行います。

#### ② 県教育委員会としての状況把握及び各学校への指導・助言

- ・時間外在校等時間については、全校からの毎月の報告を受けて、状況把握を行うとともに、時間外在校等時間が増加している場合には、原因分析を行い、必要な支援や指導助言を行います。また、目標指標を達成するために、実際の勤務時間より短い虚偽の勤務時間

の報告をすることがないよう徹底します。

- ・ 下記に示す状況となった教育職員がいる学校に対し、適切な勤務時間管理を行うよう指導するとともに、改善が確認できない場合は、必要に応じて管理職への聞き取りや学校訪問等の対応を行います。
  - i 1箇月の時間外在校等時間45時間を超える月が6月以上となった者
  - ii 連続する複数月のそれぞれの期間について、1箇月の時間外在校等時間の平均が月80時間を超えた者
  - iii 1年間の時間外在校等時間が720時間を超えた者

### ③ 教職員評価システムにおける働き方改革の目標指標の設定

- ・ 各学校長の教職員評価システムの目標管理指標に、働き方改革に関する内容（例えば、時間外在校等時間の縮減、部活動の適正な運営、定時退庁日の徹底等）を設定することにより、管理職に対して適正な勤務時間管理の徹底と意識改革を促すとともに、各学校の働き方改革に関する取組を推進します。
- ・ 教職員評価システムに係る校長への目標管理面談を通じて、各学校の働き方改革の状況等を把握し、適切な勤務時間管理がなされていない学校には、管理職に対して指導助言を行う等、長時間勤務縮減に向けた支援及びフォローを行います。

## (2) チーム学校の推進（専門スタッフ・サポートスタッフ等の活用等）

学校現場の様々な課題を1人で抱え込むことがないように、専門スタッフやサポートスタッフの配置等の効果的なサポート体制の充実を図り、「チーム学校」による組織的な取組を推進し、教育職員が学習指導や生徒指導等の本来業務に専念できる環境を整備します。

また、学校マネジメントを機能させ組織的課題解決力の向上を図り、持続的・発展的な教育活動を進めるため、学校が地域と連携・協働し、子どもたちの成長を社会全体で育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。その中心的役割を担う学校運営協議会についても更なる充実・活用を図ります。

### ① 学校運営協議会を通じた保護者・地域との協働（「3分類」④関係）【新規】

- ・ 地域と連携・協働した魅力ある学校づくりに向けて、高等学校等や特別支援学校への学校運営協議会の設置を促進します。
- ・ 学校運営協議会等の場で積極的に議論し、働き方改革や業務改善等について、保護者や地域住民等の理解・協力を得ながら取組を進めます。

### ② 事務職員と教育職員の役割分担の見直し（「3分類」⑥⑦⑧⑩関係）【新規】

- ・ ICT機器やウェブサイトの日常的な保守・管理など、業務負担が過重とならないよう配慮しつつ、事務職員と教育職員の役割分担を行い、負担軽減に努めます。

**③ 教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置・活用（「3分類」⑮⑯関係）**

- ・授業や宿題プリント等の印刷、軽易なパソコン入力、採点業務の補助等、教育職員の業務をサポートし、負担軽減を図ることにより、児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備します。

**④ 学習指導員の配置・活用（「3分類」⑮⑯関係）**

- ・学習に困難を抱える児童生徒への個別の学習支援や少人数指導、習熟度別学習、授業の補助等、児童生徒の学力向上と学校生活の支援を行います。

**⑤ 進路事務業務アシスタントの配置・活用（「3分類」⑲関係）**

- ・高等学校において、進路指導担当教育職員の負担を軽減するため、生徒の進路指導等に関する事務や庶務業務を行います。

**⑥ スクールカウンセラー（SC）の配置・活用（「3分類」⑲関係）**

- ・臨床心理に関して高度で専門的な知識を有するSCを配置し、児童生徒・保護者の不安や悩みに対するカウンセリングや心理的アプローチを行います。専門性を発揮しつつ、SSWや教育職員と連携・協力し、課題解決を目指します。

**⑦ スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置・活用（「3分類」⑲関係）**

- ・社会福祉制度に関して高度で専門的な知識を有するSSWを配置し、児童生徒・保護者に適切な助言や福祉機関とのつなぎ等を行うとともに、関係機関との連携・調整を行います。専門性を発揮しながら、SCや教育職員と連携・協力し、課題解決を目指します。

**⑧ スクールロイヤー（SL）の配置・活用（「3分類」⑮⑲関係）**

- ・法律に関する専門家であるSLを活用し、法的側面からの児童生徒に対するいじめ予防教育や教育職員研修を推進するとともに生徒指導に関する法的相談等を行います。専門性を発揮しながら、教育職員と連携・協力し、課題解決を目指します。

**⑨ 特別支援教育支援員の配置・活用（「3分類」⑲関係）**

- ・高等学校において、肢体不自由のある生徒の教室移動補助や日常生活の介助・支援、発達障がい等のある生徒の学習支援等を行います。

**⑩ 日本語指導支援員の配置・活用（「3分類」⑲関係）**

- ・帰国児童生徒や外国人児童生徒のうち、日本語での日常会話が十分でない者や言語学習が不足している者に対して日本語指導の充実を図るため、支援員を派遣し、指導体制を強化します。

**⑪ 管理職による組織マネジメントの強化**

- ・業務量の適切な管理を行うには、管理職の果たす役割が大きいことから、校長のリーダーシップの下、全ての教育職員が組織的に教育活動に取り組む「芯の通った学校組織」の構

築に向けて、管理職に対する労務管理研修の実施など、取組の充実・強化を図ります。

- ・校長は、各分掌ごとの業務内容を把握し、特定の教育職員及び事務職員に負担の偏りが生じないよう配慮するとともに、業務量が多い分掌や業務が集中する時期がある分掌には、複数体制にするなど柔軟な対応により、各学校の分掌事務が円滑に進むよう努めます。

### (3) 部活動改革（適切な部活動の推進）

部活動指導は、時間外勤務の主な要因になるなど、負担が大きいことから、部活動を担当する教育職員の負担軽減を図るため、部活動改革を推進します。

#### ① 「大分県の学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針」の徹底

- ・「大分県の学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する方針」について、学校及び保護者に対し、休養日や活動時間の基準など、方針の周知と徹底を図ります。

#### <「大分県の学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針」（抜粋）>

<高等学校（特別支援学校高等部含む）>

- ・原則、週当たり2日以上休養日を設ける。  
※1日は、週休日（祝日を含む）を休養日とすることが望ましい。
- ・活動時間は、原則、平日では3時間程度、学校の休業日は4時間程度とし、できるだけ短時間で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ・なお、高等学校は、学校の実態や特色及び分野の特性、大会・シーズン等を考慮し、各学校において弾力的に休養日や活動時間を設定することができる。ただし、その場合にあっても、「週に1日」及び「月に1日以上休養日」を完全休養日とする。

#### ② 部活動指導員の配置促進

- ・部活動を担当する教育職員の負担軽減及び部活動の質的向上を図るため、高等学校等について、専門的な知識・技能を有し、練習や大会での単独指導が可能な部活動指導員の配置を促進します。また、部活動指導員には地域人材を活用する等、人材確保に努めます。
- ・スポーツ医科学等の知見を活用した運動部活動支援の充実を図るため、スポーツトレーナーを派遣します。

#### ③ 県立中学校における学校部活動の地域展開推進（「3分類」⑬関係）

- ・県立中学校の部活動において、休日の学校部活動の地域展開を推進し、教育職員の負担軽減に努めます。

### (4) ICTの活用による業務改善等

ICTの活用により成績処理や事務処理業務の効率化を図り、学校現場の業務改善を推進し

ます。

### ① ICT機器の活用とペーパーレス化の推進（「3分類」⑦関係）

- ・ 県教育委員会が主催する会議や研修については、移動時間を削減するため、対面実施と同等の効果が見込めるものについては、積極的に動画配信を活用します。また、研修動画の配信等、効果的な研修の在り方について検討するとともに、会議・研修の資料のペーパーレス化に努めます。
- ・ 各学校で行う会議や研修等については、ICT機器やクラウド技術を活用し、ペーパーレス化を推進します。
- ・ 学校ホームページについては、どの教育職員及び事務職員でも円滑に内容を更新できるように、民間事業者によるサポートセンターとサポートサイトを充実します。

### ② ICT支援員の派遣（「3分類」⑧関係）

- ・ ICT支援員を学校へ派遣し、ICT機器等を活用した授業や校内研修等の支援、生成AIを利用した校務効率化等に努めます。
- ・ ICT支援員によるICT機器等の日常的メンテナンスやトラブル対応等の環境整備の支援を行います。

### ③ 校務情報化に向けたシステム開発の推進

- ・ 現在運用している「校務支援システム」については、さらなる機能充実を図り、令和11年度までに校務の効率化につながる「次世代校務支援システム」の導入を目指します。
- ・ 県立高等学校入学者選抜において、令和8年度に実施する入試から、Web出願システムを導入することにより、中学校・高等学校の入試業務を効率化して、入試業務の負担軽減及び利便性向上を図ります。
- ・ 高等学校等に導入している採点補助システムの活用促進を図り、成績処理に係る時間の削減に努めます。

### ④ 生成AIの活用【新規】

- ・ 各学校における、授業準備や教材研究、定例的な文書の作成、アンケートの作成・分析などの日常の教育活動において、生成AI等の先端技術を活用し、業務の効率化を推進します。

## （5）教育環境の改善等

### ① 児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）【新規】

- ・ 放課後や夜間等に児童生徒が補導された時の対応については、保護者が第一義的責任を有することを踏まえ、児童生徒の指導に関し緊急の措置が必要な場合を除き、原則として学校は対応を行わないことについて、保護者や地域の理解の醸成を図ります。

## ② 学校徴収金への対応（「3分類」③関係）

- ・学校徴収金の徴収・管理は、口座引き落としを原則とし、現金での徴収は事務処理の負担が大きいことから、可能な限り行わないこととする等、効率的な事務処理に努めます。

## ③ 学校問題相談窓口の設置及び学校問題対応ガイドラインの作成（「3分類」⑤関係）【新規】

- ・学校管理職経験者である学校問題相談コーディネーターを県教育委員会内に配置し、学校だけでは解決が難しい保護者や地域住民等との間で生じた問題等について、解決に向けた支援を行います。
- ・保護者等から社会通念を超える言動等があった場合に、学校がとるべき具体的な対応を示した「学校問題対応ガイドライン（仮名）」を策定します。

## ④ 会議、研修、調査文書及び学校行事の見直し・精選（「3分類」⑥関係）

- ・教育職員が教育活動に専念できる環境づくりを推進するため、県教育委員会が実施する会議・研修について、実施回数や開催時間等の実態把握に努め、見直しの観点、ポイント、具体例等を示しながら、より効率的な在り方や実施方法等の検討を進めます。
- ・教育関係団体や教育研究団体等が実施する会議・研修についても、同様の視点から精選・縮減の検討を要請します。
- ・調査文書に係る学校現場の負担を軽減するため、県教育委員会から学校現場へ発出している調査文書について、実態把握に努めるとともに、法律上義務付けられているものや教育施策を行う上で必要性が高いものを除き、可能な限り精選・見直しに努めます。また、調査への回答については、ICTを活用したWEB形式で回答を求める等、簡素化、効率化を図ります。
- ・各学校は、学校行事を実施するにあたり、保護者や地域、関係機関の連携・協力を要請するとともに、児童生徒や教育職員に過度な負担とならないよう、活動内容や活動時間を精査します。また、学校行事は、教育効果等を考慮しながら、実施の有無を含め、毎年度ゼロベースで、見直しを検討します。

## ⑤ 学校プールや体育館等の施設設備の管理（「3分類」⑨関係）【新規】

- ・学校プールや体育館等の施設設備に関する年次点検等については、外部委託の活用を検討します。教育職員は、原則として、授業等に付随して行う日常点検を中心に行います。

## ⑥ 副校長・教頭の負担軽減（「3分類」⑩関係）

- ・副校長・教頭の時間外在校等時間が他の職種と比べて長い傾向にあることから、ICTの活用による業務改善等を推進し、副校長・教頭の負担軽減に努めます。
- ・校舎の開錠・施錠については、業務の効率化を図るため、原則として機械警備を導入し、管理業務を外部委託するなど、副校長又は教頭等の特定の職員に責任と負担が集中しないように環境整備に努めます。

### ⑦ 必要な人員の確保

- ・ 教員採用選考試験の見直し、高校生を対象としたガイダンスの実施、おおいた教職フェアの開催などの取組を行うとともに、他県の取組事例等も参考にしながら、必要な教育職員の確保に努めます。
- ・ 継続任用等の説明会を開催し、制度の周知を図るとともに、60歳を迎える教育職員に対して管理職から声かけを行い理解・協力を求めることなどにより、できるだけ多くの教育職員に継続任用及び継続任用後の再任用教育職員として継続勤務を促し、安定した人材確保に努めます。
- ・ 優れた知識や経験等を有する社会人に対して授与される特別免許状の活用や、教科の領域の一部において、企業等で勤務する各分野の専門家を特別非常勤講師として任用するなど、多様な専門性や背景を持つ外部人材の活用に努めます。

### ⑧ 産休・育休の取得促進に向けた環境整備

- ・ 教育職員が産前産後休暇、育児休業等を取得しやすい環境を整備するため、代替教育職員を年度当初や学期始めから早期に配置し、ゆとりある引継期間を確保することで、安心して出産、育児ができる環境を整えます。
- ・ 男女を問わず、子育てと仕事の両立が可能な環境づくりを推進するため、男性教育職員も育児休業が取得しやすい職場環境づくりに努めます。

### ⑨ 学校評価における働き方改革の評価項目の設定【新規】

- ・ 各学校においては、学校評価に働き方改革に関する評価項目を設けるとともに、学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図りながら、学校の実情に応じた取組を推進します。

### ⑩ 授業時数の点検・教育課程の見直し【新規】

- ・ 各高等学校においては、教育の質の向上に向けて、生徒一人一人と向き合う時間や授業準備、学習評価などに要する時間を確保するため、適正な週当たりの授業時数の設定や定期考査の実施回数の見直しなど教育課程の工夫改善に組織的に取り組みます。
- ・ 各特別支援学校においても、標準授業時数を大きく上回って（1,086単位時間以上）いる場合は、年間授業時数の見直しを行うなど、適切な教育課程編成に努めます。

### ⑪ 負担軽減ハンドブック・勤務実態改善計画の活用

- ・ 各学校で策定する「勤務実態改善計画」を毎年度点検、見直しを行うとともに、重点的に取り組むテーマを設定する（1改善運動）など、学校ごとにメリハリの効いた業務改善に取り組みます。
- ・ 学校における働き方改革の取組事例をとりまとめて横展開を図るため、「負担軽減ハンドブック」を作成（改訂）し、管理職等を通じて、内容の周知を図ります。

### ⑫ 勤務時間外の電話への音声アナウンス対応【新規】

- ・勤務時間外や週休日等における外部からの学校への電話対応については、保護者の理解を得ながら、音声アナウンスの活用を推進します。

### ⑬ 夏季休業中の研修自粛・盆期間の学校閉庁の実施

- ・仕事と休みのメリハリをつけ、疲労や心理的負担の軽減を図るため、夏季休業期間中に県教育委員会が主催する研修を実施しない期間を設けるとともに、盆期間学校閉庁日を設定して、連続した休暇が取得できる環境を整備します。

### ⑭ 保護者・地域等の理解醸成

- ・学校における働き方改革を推進するためには、保護者や地域社会等の理解・協力が不可欠であることから、ホームページへの掲載など広報媒体の活用をはじめ、あらゆる機会を通じて、本実施計画の内容を広く周知し、理解・協力が得られるように努めます。

## (6) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、教育職員が教育活動に専念できるよう、心身の健康の保持・増進を図ります。

### ① 労働安全衛生委員会の積極的な活用

- ・各学校では、労働安全衛生委員会において、教育職員の安全の確保、快適な職場環境の形成、定期健康診断及び精密検診の確実な受診などについて協議し、健康の保持増進に係る取組を推進します。

### ② 相談・支援体制等の充実

- ・メンタルヘルス対策として、相談件数の増加に伴い医師や臨床心理士による相談事業を拡充するとともに、こころのコンシェルジュを配置し、学校訪問を行いながら巡回相談に応じる等、相談体制の充実を図ります。
- ・時間外在校等時間が月80時間以上の教育職員については、各学校から産業医等への報告を必須とし、産業医等が該当者に対し、適切な保健指導を実施することで、健康確保と勤務時間の適正化に努めます。
- ・管理監督者（校長）を対象として、メンタルヘルス研修を実施し、風通しのよい職場環境の整備、ラインケアの向上、適正な勤務時間管理等を指導することにより、安全配慮義務遵守に努めます。

### ③ ストレスチェックを活用した職場環境改善の取組推進

- ・全教育職員を対象に疲労度やストレスの状況等を可視化して本人の状況を把握するストレスチェックを年2回以上実施し、心身の不調の早期発見・早期対応を図るとともに、学校の職場環境改善に努めます。

#### ④ 年次有給休暇の取得促進

- ・一人当たりの年次有給休暇取得日数を年平均15日以上とすることを目指し、休暇を取得しやすい環境を整備します。
- ・長期休業期間中にまとまった日数を連続して取得することができるよう、管理職等による声掛け等を行いながら、取得促進を図ります。

#### ⑤ 定期健康診断後の精密検査への対応

- ・定期健康診断後に「要精密」となった場合は、速やかに精密検査を受診する必要があることから、各所属における受診しやすい職場環境づくりに努めます。
- ・精密検査年度内受診率100%の達成を目指し、福利課から該当校へ情報提供を行うとともに、該当者には、各校の衛生管理者や管理職からの声かけ、受診状況の確認を徹底し、受診率向上に努めます。

## 6 関連する取組・市町村教育委員会への対応

### (1) 総合教育会議への報告

- ・毎年度の総合教育会議において、本実施計画における目標指標の進捗状況等を報告します。また、本実施計画を変更する場合も、総合教育会議にて報告します。
- ・知事部局の関係所属と連携を図りながら、学校における働き方改革の課題を共有するとともに、適切な役割分担の下で、取組内容の更なる改善を図ります。

### (2) 目標指標における取組状況の公表

- ・毎年度、本計画における目標指標の進捗状況をホームページ等で公表することで、取組の着実な推進に努めます。具体的な実績、課題等を整理し、必要に応じて取組内容の見直しを行うなど、目標指標の達成に向けて取り組みます。

### (3) 市町村教育委員会への対応

- ・市町村立学校では、令和2年度からICTの活用やタイムレコーダー等による客観的な勤務時間の把握を行うとともに、服務監督権者である市町村教育委員会ごとに上限方針を定め、勤務時間の適正化に向けた取組を推進しています。
- ・市町村教育委員会は、市町村立学校教育職員に係る「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、主体的に取組を進めていくこととなりますが、県教育委員会は、市町村教育委員会が管内の各小中学校で働き方改革に向けた主体的な取組が行えるよう、適切な支

援に努めます。また、市町村教育委員会が、実施計画の取組において、法律上の義務を十分に果たしていない恐れが認められる場合等には、積極的に指導助言等を行います。

- ・学校における働き方改革に関する下記に掲げる取組内容については、全県的取組として、積極的な情報提供、先進事例の紹介等を行うとともに、課題の共有等を図りながら、市町村教育委員会と連携・協力し、取組を進めていきます。また、下記に掲げる業務以外にも、学校における働き方改革に関する内容については、県教育委員会も主体的に取組を進めます。

- ・中学校における部活動の地域展開に関する支援
- ・小中学校における統合型校務支援システムに関する支援
- ・専門スタッフ・支援スタッフ等の配置促進に関する支援
- ・少人数学級、教科担任制、チーム担任制の取組に関する支援
- ・学校運営協議会の設置、運営等に関する支援
- ・小中学校における教育課程の編成及び指導体制に関する指導助言
- ・学校における働き方改革に関する好事例の周知

等

大分県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

発行 令和8年2月  
制作 大分県教育庁教育人事課  
所在地 大分市府内町3丁目10番1号  
電話 097-506-5438  
E-mail a31040@pref.oita.lg.jp